

○木更津市建設工事低入札価格調査実施要領

(平成22年10月20日決定)

改正	平成25年 4月 1日	令和 2年 4月 1日
	平成26年 4月 1日	令和 3年 3月 8日
	平成29年 2月20日	令和 4年 3月18日
	平成30年 1月25日	令和 8年 8月31日
	令和元年 9月20日	

(目的)

第1条 この要領は、木更津市が競争入札により建設工事の請負の契約を締結しようとする場合における、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けない場合において、施行令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者が当該入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）をし、落札者を決定する場合の調査制度を運用するため、一連の事務手続及びその他の事項について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領は、競争入札により設計金額5,000万円以上の建設工事の請負契約を締結しようとする場合に適用する。

(低入札価格調査事項)

第3条 低入札価格調査は、施行令第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項に規定する「申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と認められるか否かを具体的に判断するため、次の事項について行うものとする。

- (1) 当該建設工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否

(3) 当該入札者の経営状態

(4) その他必要な事項

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査を実施する基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、第1号に定める額とする。ただし、その額が第2号に定める額を超える場合にあっては第2号に定める額とし、第3号に定める額に満たない場合にあっては第3号に定める額とする。

(1) 次に掲げる額の合計額（算出された合計額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、100分の110を乗じて得た額。なお、算定項目に含まれる費目は、別表1に定めるとおりとする。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

(2) 予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額（以下「予定価格（税抜）」という。）に100分の92を乗じて得た額（算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に、100分の110を乗じて得た額。

(3) 予定価格（税抜）に100分の75を乗じて得た額（算出された額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）に、100分の110を乗じて得た額。

2 前項の規定にかかわらず、対象とする建設工事の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものについては、契約ごとに前項第2号に定める額から前項第3号に定める額の範囲内で調査基準価格を定めることができるものとする。

(調査基準価格調書への記載)

第5条 調査基準価格は、木更津市事務決裁規程（昭和51年木更津市訓令第5号）別表第1・6工事関係事項の「予定価格の設定」の区分により決定するものとし、調査基準価格を定めたときは、調査基準価格調書（別記第1号様式）に調査基準価格を「（調査基準価格 ○○円）」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「（入札書比較価格 ○○円）」と記載するものとする。

(調査基準価格調書の公表)

第6条 調査基準価格は、木更津市入札及び契約に関する情報の公表に関する事務取扱要領（平

成13年4月1日決定。以下「入札契約情報公表要領」という。)第3条第1項第6号及び第4条の規定に準じ、当該建設工事の契約締結後に公表するものとする。この場合において「最低制限価格」とあるのは「調査基準価格」と読み替える。

(価格失格基準)

第7条 調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者のうち、次の各号に定める者は、失格とする。

(1) 算定項目に、当該算定項目ごとに定める次の各号に掲げる割合を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下「算定項目の失格基準」という。)の合算額を下回った額で入札した者。

ア 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額

(2) 入札書に添付した積算内訳書に記載の算定項目の額のいずれかが、当該算定項目の失格基準を下回った者。

(調査対象者)

第8条 低入札価格調査の対象者(以下「調査対象者」という。)は、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者で、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者のうち、次の各号に該当していない全ての者とする。

(1) 入札参加資格の有無の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者。

(2) 前条に定める価格失格基準に該当した者。

(入札者への周知)

第9条 契約担当課長は、一般競争入札の公告及び指名競争入札の指名通知に次の内容を明記するとともに、入札約款の提示の際及び入札執行の際に説明するものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、施行令第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者(以下「最低価格入札者」という。)又は施行令第167条の10の2第2項に規定する価格その他の条件が最も有利

なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）による入札における評価値の最も高い者（以下「最高評価値者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。
- (5) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の保証の額は、契約金額の100分の30以上とすること。
- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る前払金は、契約金額の100分の20以内とすること。

（入札の執行）

第10条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、落札者の決定を保留するものとする。

（調査の実施）

第11条 契約担当課長は、前条の保留をした後速やかに、次に掲げる事項について書類及び事情聴取等の調査を行うものとし、建設工事の設計及び監督業務を担当する課等の長（以下「工事担当課長（室長）」という。）は、この調査について契約担当課長に協力するものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の内訳
- (3) 下請予定業者等の状況
- (4) 手持工事の状況
- (5) 契約対象工事場所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連
- (6) 手持資材の状況及び資材購入先の状況
- (7) 手持機械の状況及び機械リース元の状況
- (8) 労務者の確保計画
- (9) 過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況
- (10) 建設副産物の搬出地
- (11) 経営内容
- (12) 経営状況及び信用状態等
 - ア 直近の決算の財務諸表等
 - イ 建設業法違反の有無

ウ 賃金不払いの状況

エ 下請代金の支払遅延状況

(13) その他必要な事項

2 契約担当課長は、「低入札価格調査報告書の提出について」（別記第2号様式）により、当該調査対象者に対して、別表2提出書類一覧に定められた全ての書類（以下「調査報告書等」という。）を、別紙書類作成要領に従い作成し、提出するよう求めるものとする。

3 前項に定める調査報告書等の提出は、契約担当課長が当該報告書等を提出するよう求めた日を含め7日以内に行わなければならない。この場合において、提出すべき期間の末日が木更津市の休日を定める条例（平成元年木更津市条例第25号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）にあたる場合は、期間はその翌日に満了するものとする。

ただし、契約担当課長が別に定める場合は、この限りでない。

4 調査報告書等については、一度提出された後の書類の差し替え及び追加提出は認めないものとする。

5 調査対象者が提出期限までに調査報告書等を提出しない場合、契約担当課長は低入札価格調査を実施せず、当該調査対象者の入札を無効とするものとする。

6 調査対象者の審査順位（以下「審査順位」という。）は、提出期限までに調査報告書等を提出しない調査対象者を除き、施行令第167条の10第1項の規定による調査を行う場合にあっては、入札価格がより低い者、施行令第167条の10の2第2項の規定による調査を行う場合にあっては、評価値がより高い者を上位の審査順位とする。

なお、同価又は同評価値の者が2者以上あるときは、くじにより審査順位を決定する。

（低入札価格審査委員会の設置）

第12条 前条の規定により調査を実施した場合は、その内容を基に調査対象者が契約の内容に適合した履行が可能かを審査するため、木更津市低入札価格審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員は、次の職にある者をもって充てる。

都市整備部長、経済部長、当該建設工事に係る予算を執行する部等の長、総務部次長、都市整備部次長、経済部次長、当該建設工事に係る予算を執行する課（室）等の長及び工事担当課長（室長）

- 4 委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故あるときは、総務部次長がその職務を代理する。
- 7 委員長は、必要があると認められるときは、関係職員の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(審査委員会への付議)

第13条 契約担当課長は、第11条による調査を実施した結果及び意見を記載した書面（以下「低入札価格調査表」という。）（別記第3号様式）及び提出された調査報告書等を、「木更津市低入札価格審査委員会への調査結果の提出について」（別記第4号様式）により、審査委員会に提出し、意見を求めるものとする。この場合において、契約担当課長は、調査対象者のうち審査順位が上位の者から意見を求めるものとする。

(審査委員会による審査)

第14条 審査委員会は、前条の規定により意見を求められたときは、速やかに必要な審査を行い、低入札価格審査報告書（別記第5号様式）により報告するものとする。

- 2 審査委員会は、提出された調査報告書等のみでは、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無を判断するに十分でないとき、第11条第4項に規定にかかわらず、書類の追加提出を認めるものとする。この場合において、書類の追加提出に係る提出期限については、書類の作成に必要な期間を確保した上で適切に設定するものとする。

(落札者の決定)

第15条 市長は、次の各号に掲げる者を落札者と決定する。

- (1) 審査委員会の意見が、当該調査対象者の入札価格により、当該契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、当該調査対象者を落札者と決定する。
- (2) 審査委員会の意見が、当該調査対象者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合は、当該調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（総合評価落札方式による入札においては最高評価値者。以下「次順位者」という。）が調査対象者でない場合は当該者を落札者と決定する。なお、次順位者が調査対象者である場合には、審査順位が次の者について、第11条に規定する調査を行った後、第13条の規定により審査委員会に意見を求めるものとする。

- 2 市長は、落札者を決定した場合は、入札参加者に対し入札結果通知書（落札者に対しては別記第6号様式、落札者以外の者に対しては別記第7号様式）により通知しなければならない。

また、低入札価格調査の結果を「低入札価格調査結果」（別記第8号様式）により公表するものとする。

- 3 前項の規定による公表は閲覧により契約締結後遅滞なく行うものとし、その方法は入札契約情報公表要領第4条第2項及び第5条の規定に準ずるものとする。

（補則）

第16条 この要領に定めるもののほか、低入札価格調査の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年11月1日から施行する。
- 2 木更津市低入札価格調査試行要領（平成20年11月10日決定）は、廃止する。
- 3 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月20日）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月25日）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月20日）

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月8日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月１８日）

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和８年８月３１日）

この要領は、令和８年９月１日から施行する。

別表 1 （第4条第1項）

算定項目	費 目
直接工事費	直接工事費、直接製作費、機器費、設計技術費、 処分費、等
共通仮設費	共通仮設費、間接労務費、等
現場管理費	現場管理費、工場管理費、据付間接費、 技術者間接費、等
一般管理費等	一般管理費、等

別表 2（第11条第2項）

提出書類一覧

様式番号	名 称
別表 2 第 1 号の 1 様式	低入札価格調査報告書
別表 2 第 1 号の 2 様式	当該価格で入札した理由
別表 2 第 2 号の 1 様式	積算内訳書
別表 2 第 2 号の 2 様式	内訳書に対する明細書
別表 2 第 3 号様式	下請予定業者等一覧表（経費内訳兼体系図）
別表 2 第 4 号の 1 様式	手持工事の状況（対象工事現場付近）
別表 2 第 4 号の 2 様式	手持工事の状況（対象工事関連）
別表 2 第 5 号様式	契約対象工事場所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連
別表 2 第 6 号の 1 様式	手持資材の状況
別表 2 第 6 号の 2 様式	資材（機器）購入予定先の状況
別表 2 第 7 号の 1 様式	手持機械の状況
別表 2 第 7 号の 2 様式	機械リース元の状況
別表 2 第 8 号の 1 様式	労務者の確保計画
別表 2 第 8 号の 2 様式	工種別労務者配置計画
別表 2 第 9 号様式	過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況
別表 2 第 10 号様式	建設副産物の搬出地
別表 2 第 11 号様式	誓約書

注意事項

- 1 本表に示す書類については、別紙書類作成要領に従って作成し、定められた添付書類を添付してください。
- 2 本表に示す書類のうち該当のないものについても、様式に「該当なし」と明記し、全ての様式を提出してください。
- 3 書類を提出する際は、様式及びその添付書類を提出書類一覧の順にファイルに綴じ込んでください。
- 4 本表に示す書類を提出するに際し、その内容を立証するため、自らが必要と認める書類を併せて提出することは差し支えありません。
- 5 提出書類の印鑑は契約者印を使用してください。
- 6 調査対象者が特定建設工事共同企業体である場合、次に掲げる書類は、特定建設工事共同企業体の記名を行い、全ての構成員が記名及び押印してください。
 - (1) 別表 2 第 1 号の 1 様式 低入札価格調査報告書
 - (2) 別表 2 第 11 号様式 誓約書

低入札価格調査報告書

当社（者）が 年 月 日に開札した「 工事」
 に関して、入札書に記載した入札金額に対応した積算内容について、以下のとおり報告します。
 なお、当該報告書の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

木更津市長

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

内 容

- | 内 容 | 提出者
確認欄 |
|--------------------------------|--------------|
| 1 「当該価格で入札した理由」 | (別表2第1号の2様式) |
| 2 (1) 「積算内訳書」 | (別表2第2号の1様式) |
| 2 (2) 「内訳書に対する明細書」 | (別表2第2号の2様式) |
| 2 (3) 「下請予定業者等一覧表（経費内訳兼体系図）」 | (別表2第3号様式) |
| 3 「技術者の配置計画」 | (任意様式) |
| 4 (1) 「手持工事の状況（対象工事現場付近）」 | (別表2第4号の1様式) |
| 4 (2) 「手持工事の状況（対象工事関連）」 | (別表2第4号の2様式) |
| 5 「契約対象工事場所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連」 | (別表2第5号様式) |
| 6 「手持資材の状況」 | (別表2第6号の1様式) |
| 7 「資材（機器）購入予定先の状況」 | (別表2第6号の2様式) |
| 8 「手持機械の状況」 | (別表2第7号の1様式) |
| 9 「機械リース元の状況」 | (別表2第7号の2様式) |
| 10 (1) 「労務者の確保計画」 | (別表2第8号の1様式) |
| 10 (2) 「工種別労務者配置計画」 | (別表2第8号の2様式) |
| 11 「過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況」 | (別表2第9号様式) |
| 12 「建設副産物の搬出地」 | (別表2第10号様式) |
| 13 「誓約書」 | (別表2第11号様式) |

当該価格で入札した理由

項 目	理 由（根拠等）
1 労務費	
2 手持工事の状況	
3 契約対象工事現場と 事業所、倉庫等との 関係	
4 資材、機器及び機械 の状況	
5 共通仮設費	
6 現場管理費	
7 一般管理費等	
8 下請予定業者の協力 等	
9 その他（仮設、安全 管理、現場管理等当 該工事への取組みな ど）	

別表2 第2号の1様式（宮繕以外）

積 算 内 訳 書

工 事 名				
工事区分・工種・種別	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
共通仮設費				
共通仮設費（率分）				
共通仮設費（積上分）				
純工事費				
現場管理費				
工事原価				
一般管理費等				
工事価格				
工事価格計				

別表2 第2号の2様式（営繕以外）

内訳書に対する明細書

[illegible]

– 15 –

内訳書に対する明細書

[illegible]

下請予定業者等一覧表（経費内訳兼体系図）

合 計		一次下請		二次下請	
経 費 名	金 額	担当工事内容		担当工事内容	
資 材	円	業 者 名		業 者 名	
機 械	円	経 費 名	金 額	経 費 名	金 額
労 務	円	資 材	円	資 材	円
その他	円	機 械	円	機 械	円
下請合計(税込)	円	労 務	円	労 務	円
		その他	円	その他	円
		請負金額(税込)	円	請負金額(税込)	円
		工 期	～	工 期	～

一次下請		二次下請	
担当工事内容		担当工事内容	
業 者 名		業 者 名	
経 費 名	金 額	経 費 名	金 額
資 材	円	資 材	円
機 械	円	機 械	円
労 務	円	労 務	円
その他	円	その他	円
請負金額(税込)	円	請負金額(税込)	円
工 期	～	工 期	～

一次下請		二次下請	
担当工事内容		担当工事内容	
業 者 名		業 者 名	
経 費 名	金 額	経 費 名	金 額
資 材	円	資 材	円
機 械	円	機 械	円
労 務	円	労 務	円
その他	円	その他	円
請負金額(税込)	円	請負金額(税込)	円
工 期	～	工 期	～

資 材		機 械	
納入内容		納入内容	
業 者 名		業 者 名	
代金額(税込)	円	代金額(税込)	円
納 期	～	納 期	～

機 械		機 械	
機械名称		機械名称	
業 者 名		業 者 名	
代金額(税込)	円	代金額(税込)	円
リース期間	～	リース期間	～

そ の 他		そ の 他	
業務内容		業務内容	
業 者 名		業 者 名	
代金額(税込)	円	代金額(税込)	円
期 間	～	期 間	～

手持工事の状況（対象工事現場付近）

工事名	工事場所	発注者	工 期	金 額	備 考

手持工事の状況（対象工事関連）

工事名	工事場所	発注者	工 期	金 額	備 考

契約対象工事場所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連

--

手持資材の状況

[illegible]

別表2 第7号の1様式

手持機械の状況

[illegible]

機械リース元の状況

[illegible]

労務者の確保計画

1 自社施工（自社労務者）

工種	職 種	単価(A)	員数(B)	合計額(A)×(B)
			合 計	

2 下請会社施工（下請け労務者）

工種	職 種	単価(C)	員数(D)	合計額(C)×(D)	下請会社名	下請会社との関係 (取引年数)
			合 計			

過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況

[illegible]

建設副産物の搬出地

[illegible]

誓 約 書

年 月 日

木更津市長

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

当社は下記工事の入札において、綿密な積算と詳細な検討の結果、当該金額での施工が可能であると判断したため応札しました。

低入札価格調査の結果、当社が契約の相手方となったときは、建設業法等の関係法令を遵守することはもちろん、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど、下請予定業者等にしわ寄せすることはありません。

また、工事の施工にあたっては、品質・安全等の確保に万全を期し、粗雑工事を行わないことを誓約します。

記

1 開札日 年 月 日

2 工事名

3 応札額 円（税抜）

書類作成要領

注意事項

1. 本作成要領に従い別表 2 各様式及び添付書類を作成し、規定の期限までに提出すること。
2. 一旦提出された後、提出資料等の一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めない。
3. 別表 2 各様式及び添付書類の内容を立証するため、自らが必要と認める書類を併せて提出することは差し支えない。
4. 審査委員会は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるとき、又は低入札価格調査報告書及び任意提出書類のみでは契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無を判断するに十分でないと認めるときは、必要に応じ、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために必要な別途の書類の提出を求めることがある。

別表 2 第 1 号の 1 様式 低入札価格調査報告書

記載要領

1. 別表 2 第 1 号の 2 から第 1 1 号様式は、該当の有無に係らず、全て提出すること。
2. 「提出者確認欄」には、別表 2 第 1 号の 2 から第 1 1 号様式及び添付書類を確認した後に、「済」又は「✓（チェック）」などを記載し、提出の有無について確認すること。

別表 2 第 1 号の 2 様式 当該価格で入札した理由

記載要領

1. 当該価格で入札した理由（根拠等）を、労務費、手持工事の状況、契約対象工事現場と当該調査対象者の事業所・倉庫等との関係、資材、機器及び機械の状況、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、下請予定業者の協力等及びその他（仮設、安全管理、現場管理等当該工事への取組みなど）について、削減額及びその根拠等を計数的に示すなど具体的に記載する。

なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

別表 2 第 2 号の 1 及び第 2 号の 2 様式 積算内訳書及び内訳書に対する明細書

記載要領

1. 別表 2 第 2 号の 1 様式は、数量内訳書に対応する内訳書とする。なお、前記を満たすものであれば任意の様式で差し支えない。
2. 別表 2 第 2 号の 2 様式は、別表 2 第 2 号の 1 様式に対する明細が必要な場合に使用し、その明細が明確になるよう記入する。
3. 以下の別表 2 各様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。

4. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとする。
5. 計上する金額は、計数的に根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去の取引実績や下請予定業者の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
6. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
7. 工事の施工に必要な費目との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。

添付書類

1. 下請予定業者や納入予定業者の押印及び作成年月日の記載のある見積書等の写しなど積算根拠を示すものを添付する。ただし、以下の別表2各様式及び添付書類によって積算根拠が確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

別表2第3号様式 下請予定業者等一覧表（経費内訳兼体系図）

記載要領

1. 全ての下請予定業者、直接納入を受けようとする資材（機器）業者や機械リース会社（以下「下請予定業者等」という。）について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や自社労務者についても記載する。
2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の資材費、機械経費、労務費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。
3. 使用を予定する手持資材については別表2第6号の1様式、購入予定の資材（機器）については別表2第6号の2様式、使用を予定する手持機械については別表2第7号の1様式、直接リースを受ける予定の機械については別表2第7号の2様式、確保しようとする労務者については別表2第8号の1様式に対応した内容とする。
4. 元請けの欄には、入札金額のうち、下請けで施工する工事の資材費、機械経費、労務費、その他費用の区分別の金額内訳及び合計金額（下請工事金額合計（税込））を記載する。
5. 下請業者等の数が異なる場合など、この様式により難しい場合は、この様式に準じた様式を使用することができる。

添付書類

1. 本様式に記載した全ての下請予定業者等について、その押印及び作成年月日の記載のある資材費、機械経費、労務費、その他経費の経費内訳を明らかにした見積書等の写しを添

付する。

別表 2 第 4 号の 1 様式 手持工事の状況（対象工事現場付近）

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事現場付近（半径 2 km 程度）の手持工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持工事ごとに作成する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
2. 当該手持工事に関する契約書等の写しを添付する。

別表 2 第 4 号の 2 様式 手持工事の状況（対象工事関連）

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持工事ごとに作成する。

添付書類

1. 当該手持工事に関する契約書等の写しを添付する。

別表 2 第 5 号様式 契約対象工事場所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連

記載要領

1. 本様式は、調査対象者の事業所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。

添付書類

1. 本様式に記載した調査対象者の事業所、倉庫等と契約対象工事場所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事場所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。

別表 2 第 6 号の 1 様式 手持資材の状況

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持資材について記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（当該資

材の特徴が分かる部分を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの）を添付する。

別表 2 第 6 号の 2 様式 資材（機器）購入予定先の状況

記載要領

1. 「単価」欄には、購入予定業者からの資材（機器）の納入を受ける際の支払予定金額を記入する。
2. 「購入先」の「購入先との関係（取引年数）」欄には、調査対象者と購入先との関係を記載する。（（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等）また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持資材（機器）以外で自社製品の資材（機器）の活用を予定している場合についても本様式に記載すること。

添付書類

1. 購入予定業者の押印及び作成年月日の記載のある見積書等の写しを添付する。
2. 自社製品の資材（機器）の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材（機器）を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が過去に第三者と取引した際の実績額を確認できる契約書等の写しを添付する。

別表 2 第 7 号の 1 様式 手持機械の状況

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持機械について記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）及び機械全体が分かるように撮影したもの）を添付する。

別表 2 第 7 号の 2 様式 機械リース元の状況

記載要領

1. 本様式は、調査対象者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
2. 「単価」欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定金額を記入する。
3. 「予定しているリース元」の「リース元との関係（取引年数）」欄には、調査対象者と機械リース予定業者との関係を記載する。（（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等）また、取引年数を括弧書きで記載する。
4. 手持機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様

式に記載するものとし、「単価」欄に、自社の機械リース部門が過去に第三者と取引した際の実績額等を、「予定しているリース元」欄に当該機械リース部門に関する事項を記載する。

添付書類

1. リース予定業者の押印及び作成年月日の記載のある見積書等の写しを添付する。
2. 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が過去に第三者と取引した際の実績額を確認できる契約書等の写しを添付する。

別表 2 第 8 号の 1 様式 労務者の確保計画

記載要領

1. 自社労務者と下請け労務者とを区別し記載する。
2. 「単価」欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社労務者に係る単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社との関係（取引年数）」欄には、労務者を使用する下請会社名、調査対象者と当該下請会社との関係を記載する。（（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等）また、取引年数を括弧書きで記載する。
5. 下請会社施工の場合で労務単価が不明のときは、「合計額（C）×（D）」のみ記載する。

添付書類

1. 自社労務者が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面の写しを添付する。

別表 2 第 8 号の 2 様式 工種別労務者配置計画

記載要領

1. 本様式は、別表 2 第 8 号の 1 様式「労務者の確保計画」により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人員」欄は、毎年度、国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」51 職種のうち必要な職種について記載する。

別表 2 第 9 号様式 過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況

記載要領

1. 本様式は、過去５年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が２０を超えるときは、判明している落札率の低い順２０の工事の実績を選んで記載する。
2. 各工事の予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合や工事成績評定点が通知されていない場合は、この限りでない。

別表２第１０号様式 建設副産物の搬出地

記載要領

1. 契約対象工事で発生する全ての建設副産物について記載する。
2. 「受入価格」欄には、建設副産物の受入予定会社が受け入れる予定の金額で、合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

1. 建設副産物の処理等を行なうにあたり、必要な許可等を確認できる書面の写しを添付する。
2. 受入予定会社の押印及び作成年月日の記載のある見積書等の写しを添付する。

別表２第１１号様式 誓約書

記載要領

1. 本様式は、文面を承諾した上で、代表者（年間委任している場合は契約者）が記名押印して作成する。

調 査 基 準 価 格 調 書

年 月 日

契約の種類	
工 事 名	
工事の場所	
設計金額等	消費税及び地方消費税抜きの設計金額等 消費税及び地方消費税相当額
	円 円 円

上記の入札に係る調査基準価格を、次のとおり定める。

調査基準価格

金 額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札書比較価格 （調査基準価格×110分の100の額）

金 額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

作成者 職 氏名 印

年 月 日

様

木更津市総務部契約検査課長

低入札価格調査報告書の提出について

貴殿は、 年 月 日に執行した 工事の入札の結果、木更津市建設工事低入札価格調査実施要領（以下「要領」という。）に基づく調査の対象者となりましたので、同要領に基づき必要な書類を提出してください。

なお、期限までに提出しない場合は、入札を無効とします。

記

1 提出書類

(1) 別表2 提出書類一覧に定める様式

(2) 別紙書類作成要領に定める添付書類

2 提出部数 原本1部（ファイルに綴じ込んで提出すること）

3 提出先 木更津市総務部契約検査課

4 提出期限 年 月 日 午後4時30分まで

低入札価格調査表

工 事 名			
工 事 場 所		工 事 期 限	
入札執行年月日		予 定 価 格	円 (税抜 円)
調 査 基 準 価 格	円 (税抜 円)	入 札 価 格 (税抜き)	円 (予定価格の %)
価 格 失 格 基 準 (税抜き)	円 (直接工事費 円) (共通仮設費 円) (現場管理費 円) (一般管理費等 円)		
事情聴取年月日			
調 査 対 象 者			
調査に応じた者の職・氏名			
調査を実施した者の職・氏名			
調査等実施結果			
1 当該価格で入札した理由			
2 (1) 積算内訳の詳細な検討			
2 (2) 下請予定業者等に関する事項			
3 技術者の配置計画			
4 手持工事の状況			

5	契約対象工事場所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連
6	手持資材の状況
7	資材（機器）購入予定先の状況
8	手持機械の状況
9	機械リース元の状況
10(1)	労務者の確保計画
10(2)	工種別労務者配置計画
11	過去に施工した同種工事の公共工事名、発注者及び成績状況
12	建設副産物の搬出地
13(1)	経営内容
13(2)	経営状況及び信用状態等
13(3)	その他必要な事項（工事成績評価が著しく低い案件、事故、指名停止歴など）
年 月 日 総務部契約検査課長 印	

年 月 日

木更津市低入札価格審査委員会委員長

様

木更津市総務部契約検査課長

木更津市低入札価格審査委員会への調査結果の提出について

下記の工事について、木更津市建設工事低入札価格調査実施要領第13条の規定により別添のとおり低入札価格調査表を提出し、木更津市低入札価格審査委員会の意見を求めます。

記

1 入札執行日 年 月 日

2 工 事 名

3 工 事 場 所

年 月 日

総務部契約検査課長

様

木更津市低入札価格審査委員会委員長

部長

低入札価格審査報告書

年 月 日付けで提出のあった低入札価格調査表の審査結果について、下記のとおり報告します。

記

工 事 名	
入 札 執 行 日	年 月 日
調 査 対 象 者	
入 札 価 格 (税抜き)	円
審 査 結 果	履 行 (可 能 ・ 不 可 能)
審査結果の理由	

年 月 日

様

木更津市長

入札結果通知書

年 月 日に入札執行し、落札の決定を保留していた下記工事について、貴殿を落札者と決定したので、木更津市建設工事低入札価格調査実施要領第15条第2項の規定により通知します。

記

1 工 事 名

2 工事場所

年 月 日

様

木更津市長

入札結果通知書

年 月 日に入札執行し、落札の決定を保留していた下記工事について、下記の者を落札者と決定したので、木更津市建設工事低入札価格調査実施要領第15条第2項の規定により通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 落札者名

年 月 日

低入札価格調査結果

木更津市建設工事低入札価格調査実施要領に基づき実施した低入札価格調査の結果は、下記のとおりです。

記

工 事 名	
入 札 執 行 日	年 月 日
調査基準価格	円
調 査 対 象 者	
落 札 者	
入 札 価 格	円
落 札 者 決 定 の 理 由	